トータルコンサルティング業務委託基本契約書

（以下「委託者」という。）と

AXIS 株式会社 （以下「受託者」という。）とは、次の通り業務委託契約を締結する。

下記に定める業務を委託することに関する基本契約とし、

本契約の有効期間中、委託者と受託者間のその都度締結される個別契約に適用される。

第１条（業務委託の内容）

１ 委託者は、以下のコンサルティング業務（以下「本件コンサルティング業務」という。）を受託者に委託し、受託者はこれを受託し提供する。

（１） 集客方法とスキーム

（２） 物販ノウハウとスキーム

（３） 税務について

（４） 法務について

（５） その他上記各号に付随する一切の業務

① 契約は、委託者から受託者に対し電子メール及びSNS等にて意思表示することにより申し込み、受託者が委託者に対し、承諾の意思表示を書面又は電子メール及びSNSにて発送した時点で成立する。

② 受託者は、本件業務の遂行場所を自由に決定することができる。

③ 個別契約の内容が本契約と異なるときは、個別契約を優先させる旨の特段の定めがない限り、本契約の条項が優先的に適用される。

２ 委託者は、前項に基づく受託者による提案の採否は自らの責任で行うものとし、受託者は提案内容に関し、一切の保証および責任を負わないことを、委託者は確認する。

第２条（善管注意義務）

受託者は、本件業務を委託者の要望に応え、善良な管理者の注意をもって行うこととし、委託者と受託者双方ともの信用を傷つける行為及びその他不信用な行為を一切行わない。

第３条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結日より、３年間とし自動更新されるものとする。

但し、受託者はこの期間中に各業務を実施し、個別の事柄に関しては都度契約するものとする。

双方から異議がなされない場合、本契約は同一条件にてさらに３年間延長されるものとし、それ以降も同様とする。

終了原因の如何にかかわらず、本契約終了後も本条及び第８条、第１３条、第１４条の定めは有効に存続するものとする。

本契約が終了した場合であっても、その終了前に成立した個別契約については、終了事由に該当しない限りその有効期間中存続し、その限りにおいて本契約の定めがなお有効に適用されるものとする。

なお中途解約を行う場合は委託者が受託者に中途解約金 100 万円を支払うものとする。

この中途解約においておこる受託者及び関連する第三者の損害は、委託者が全責任をもって賠償するものとし、受託者及び関連する第三者との係争や紛争についても委託者が全責任をもって解決を行うものとする。

第４条（報酬）

委託者は受託者に対し、本契約による本件コンサルティング業務の報酬として下記の料金を期日内で支払うものとする。

本契約締結後１週間以内 金12,000円（税抜）振込手数料、送金経費は

別途毎月　　　　　　日限り、金12,000円（税抜）振込手数料、送金経費は別途

振込先：PayPay銀行 ビジネス営業部

　　 4779220　普通アクシス（カ　　まで

委託者は、受託者に対し、本契約及び個別契約に定める支払期限までに、受託者の別途指定する銀行口座に振込送金の方法か手渡しにより前項の業務委託料を支払う。

なお、振込送金の場合

の振込手数料及び手渡しの場合の期日到来前に支払いを行う際のそれに係る交通費や経費は、委託者の負担とする。

本件業務の遂行にあたって交通費、通信費その他の費用が発生した場合には、受託者の事前の告知により、本件業務の遂行に必要な費用である経費については委託者が負担するものとし、受託者による負担が無き様、委託者が事前に提供もしくは負担するないし、清算を速やかに行うものとする。

委託者が本契約又は個別契約に基づく金銭債務の支払を怠ったときは、年 14.6％の割合（年 365 日の日割計算）による遅延損害金を受託者に支払う。

第５条（通知義務）

委託者及び受託者は、以下の各号のいずれか一つに該当するときは、相手方に対し、予めその旨を書面又は電子メール及びSNSにて通知しなければならない。

① 個人及び法人の名称又は商号の変更

② 振込先指定口座の変更

③ 代表者の変更

④ 個人及び法人の本店や主たる事業所の所在地又は住所の変更と、その連絡先の変更

第６条（相殺）

受託者は、本契約、個別契約その他の委託者と受託者の間で締結された契約に基づき受託者が委託者に対して負担する債務と、本契約、個別契約その他の委託者と受託者の間で締結された契約に基づき受託

者が委託者に対して有する債権とを、その債権債務の履行期限如何にかかわらず、いつでもこれを対当 額において相殺することができる。

第７条（再委託）

受託者は、委託者の承諾を得ることなく、本件業務の全部又は一部を委託者の承諾を得ることなく第三者に再委託することができる。この場合、受託者は、委託者に対し、当該第三者の選任及び監督に関しての責任を負うものとする。

第８条（機密保持）

１ 託者及び受託者は、互いに本契約に基づき知り得た相手方が機密と指定する情報を機密として保持しなければならない。よって相手方より開示又は貸与を受けた技術上、販売上、その他一切の業務上の秘密情報（本契約の内容を含む。）につき、善良なる管理者の注意をもって管理し、相手方の事前の同意を得ることなしに本契約の目的以外への使用、及び譲渡等の処分を行ってはならず、また、第三者に開示漏洩してはならない。ただし、次の各号に該当するものと証明できる場合はこの限りではない。

（１）相手方から開示された、又は知り得た時点で既に公知公用であったもの、又はその後自らの責めによらず公知公用になったもの。

（２）相手方から開示された、又は知り得た時点で既に自らこれを保有していたもの及び取得する以前に既に知得していた情報。

（３）取得した後に自己の責によることなく、公知、公用となった情報。

（４）第三者から秘密保持義務を負うことなく適法且つ正当に入手・取得したもの。

（５）法令の定めに基づき官公庁から開示を強制されたもの。

（６）独自に開発した情報

２ 項の規定は、本契約の終了後も有効に存続するものとする。

第９条（成果物）

１受託者が本件コンサルティング業務遂行にあたり作成して委託者に提供する情報、ノウハウ、方法、スキーム、書面（以下「成果物」という）及びそれに関連するものの著作権、その他の知的財産権は、すべて受託者に属するものとする。

２受託者は、第８条の機密保持条項に反しない限度で、委託者以外の第三者に対して成果物を提供する等して使用することができる。

３受託者は委託者に対し、委託者の事業活動に必要な範囲でのみ、成果物を使用することを許諾する。

第１０条（第三者の権利侵害）

受託者は、委託業務の実施に際し、その成果物の作成方法について、第三者が有する特許権等の産業財 産権、著作権及びその他一切の権利にも抵触しないよう留意するとともに、万一、抵触の問題が発生し、又は発生するおそれのある場合には、その旨を委託者に通知し、当該問題を双方協力の上、解決を努力 するものとする。但し、当該問題が委託者の責に帰すべき事由に起因する場合は、この限りではない。

第１１条（契約解除）

１委託者又は受託者において下記各号の一つにでも該当したときは、相手方は何らの催告なくして直ちに本契約を解除することができる。

なお、この解除は損害賠償の請求を妨げない。

（１）故意又は過失により本契約の条項に違反し、相当の期間を定めて是正を求められたにもかかわらず是正を行わないとき

（２）本契約に違反したとき

（３）手形、小切手を不渡にする等支払停止の状態に陥ったとき

（４）仮差押え、差押え、仮処分、競売等の申立てを受けたとき

（５）破産、民事再生、会社更生、特別清算等の手続き申立てを受けたとき、又は自ら申立てをしたとき

（６）その他各号に類する不信用な事実があるとき

（７）その他、委託者が社会的信用を失墜し又はそのおそれがあり、本契約を存続しがたいと受託者が認めたとき

2委託者が、前項各号のいずれかに該当した場合、本契約、個別契約その他の委託者と受託者の間で締結された契約から生じる一切の債務について期限の利益を失い、委託者は受託者に対し、その時点において委託者が負担する一切の債務とそれに係る損害額を直ちに一括して弁済しなければならない。

第１２条（暴排条項）

委託者及び受託者は、相手方に対し、本契約締結以前及び本契約期間中において、自己及び自己が実質的に経営を支配している会社が次の各号に該当し、かつ各号を遵守することを表明し、保証し、誓約する。

（１）反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団及びその関係団体又はその構成員。総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロなど暴力、威力、脅迫的言辞や詐欺的手法を用いて不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体もしくはその構成員又は個人。以下「反社会的勢力」という。）でないこと。

（２）主要な出資者、役職員又は実質的に経営に関与する者が反社会的勢力でないこと。

（３）反社会的勢力を利用しないこと。

（４）反社会的勢力に財産的利益又は便宜を供与しないこと。

（５）役員等が反社会的勢力と親密な交際や密接な関係がないこと。

（６）自ら又は第三者を利用して次の行為を行わないこと。

１暴力的な要求行為

２法的な責任を超えた不当な要求行為

３取引に関して、詐欺的手法を用いあるいは脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

４風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

５その他本号１から４に準ずる行為

第１３条（損害賠償責任）

委託者又は受託者が、故意又は過失によって本契約に違反し、相手方に損害を与えたときは、相手方に現実に生じた直接かつ通常の損害の範囲でこれを賠償する責を負う。なお、この場合における賠償額は、損害の発生にかかる個別契約に基づき受託者が委託者と契約した本件業務に対する報酬の１０年分の金額を基準額とする。

第１４条（紛争解決）

１本契約に規定なき事項又は契約上の疑義については、両当事者間で誠意を持って協議決定ないしは解決するものとする。

２委託者及び受託者は、国内外の諸法令、諸規則を遵守し、これに従うものとし、本契約の準拠法は

日本法とする。

３万が一協議の整わざる場合は、大阪地方裁判所をもって、第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結し成立した証として本書２通を作成し、各自記名捺印の上それぞれその１通を保有する。

もしくは、本書の電磁的記録を作成し、委託者および受託者が合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

契約日

委託者

住所及び所在地

氏名

連絡先

受託者

住所及び所在地 大阪府門真市沖町 17-22

氏名 AXIS 株式会社 代表取締役 石田 敏彦

連絡先 070-4007-8394